

第204回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

2020年度

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

事業報告の新株予約権等に関する事項
連結計算書類の連結持分変動計算書
連結計算書類の連結注記表
計算書類の株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

株式会社 I H I

第204回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の新株予約権等に関する事項、連結計算書類の連結持分変動計算書および連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権

| 名称 (発行決議日) | 新株予約権 の数 | 目的となる 株式の種類 および数 | 払込金額 | 行使に際して 出資される 財産の価額 | 行使期間 |
|---------------------------|-------------|------------------------|----------|--------------------------|------------------------------|
| | | | (1個当たり) | (1個当たり) | |
| 第1回新株予約権 (2007年7月23日) | 0個 | 普通株式 0株 | 462,000円 | 100円 | 2007年8月10日から 2037年8月9日まで |
| 第2回新株予約権 (2008年7月22日) | 0個 | 普通株式 0株 | 185,000円 | 100円 | 2008年8月19日から 2038年8月18日まで |
| 第3回新株予約権 (2009年7月21日) | 0個 | 普通株式 0株 | 165,000円 | 100円 | 2009年8月6日から 2039年8月5日まで |
| 第4回新株予約権 (2010年7月23日) | 23個 | 普通株式 2,300株 | 154,000円 | 100円 | 2010年8月10日から 2040年8月9日まで |
| 第5回新株予約権 (2011年7月25日) | 17個 | 普通株式 1,700株 | 178,000円 | 100円 | 2011年8月18日から 2041年8月17日まで |
| 第6回新株予約権 (2012年7月23日) | 21個 | 普通株式 2,100株 | 159,000円 | 100円 | 2012年8月17日から 2042年8月16日まで |
| 第7回新株予約権 (2013年7月22日) | 30個 | 普通株式 3,000株 | 376,000円 | 100円 | 2013年8月22日から 2043年8月21日まで |
| 第8回新株予約権 (2014年7月22日) | 35個 | 普通株式 3,500株 | 440,000円 | 100円 | 2014年8月12日から 2044年8月11日まで |
| 第9回新株予約権 (2015年7月21日) | 26個 | 普通株式 2,600株 | 413,000円 | 100円 | 2015年8月11日から 2045年8月10日まで |
| 第10回新株予約権 (2016年7月25日) | 108個 | 普通株式 10,800株 | 278,000円 | 100円 | 2016年8月10日から 2046年8月9日まで |

(注) 行使の条件は次のとおりであります。

1. 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員いずれの地位をも喪失した日（取締役または執行役員退任後1年以内に監査役に就任した場合は当該監査役の地位を喪失した日）から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）以降、5年間に限り新株予約権を行使することができる。
2. 上記1.にかかわらず、新株予約権者は、以下の（1）または（2）に定める場合（ただし、（2）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付された場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - (1) 新株予約権者が各新株予約権について次に掲げる日（以下、「期限日」という。）に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

| 名称 | 期限日 | 新株予約権を行使できる期間 |
|----------|------------|--------------------------|
| 第1回新株予約権 | 2036年8月9日 | 2036年8月10日から2037年8月9日まで |
| 第2回新株予約権 | 2037年8月18日 | 2037年8月19日から2038年8月18日まで |
| 第3回新株予約権 | 2038年8月5日 | 2038年8月6日から2039年8月5日まで |
| 第4回新株予約権 | 2039年8月9日 | 2039年8月10日から2040年8月9日まで |

| | | |
|-----------|------------|--------------------------|
| 第5回新株予約権 | 2040年8月17日 | 2040年8月18日から2041年8月17日まで |
| 第6回新株予約権 | 2041年8月16日 | 2041年8月17日から2042年8月16日まで |
| 第7回新株予約権 | 2042年8月21日 | 2042年8月22日から2043年8月21日まで |
| 第8回新株予約権 | 2043年8月11日 | 2043年8月12日から2044年8月11日まで |
| 第9回新株予約権 | 2044年8月10日 | 2044年8月11日から2045年8月10日まで |
| 第10回新株予約権 | 2045年8月9日 | 2045年8月10日から2046年8月9日まで |

- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
 4. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、普通株式10株を1株にする株式併合を実施したことにより、「目的となる株式の種類および数」および「行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 区分別の内訳

| 名称 (発行決議日) | 取締役 | | | 監査役 | | |
|---------------------------|---------|----------|------|---------|----------|------|
| | 新株予約権の数 | 目的となる株式数 | 保有者数 | 新株予約権の数 | 目的となる株式数 | 保有者数 |
| 第1回新株予約権 (2007年7月23日) | 0個 | 0株 | 0名 | — | — | — |
| 第2回新株予約権 (2008年7月22日) | 0個 | 0株 | 0名 | — | — | — |
| 第3回新株予約権 (2009年7月21日) | 0個 | 0株 | 0名 | — | — | — |
| 第4回新株予約権 (2010年7月23日) | 23個 | 2,300株 | 1名 | — | — | — |
| 第5回新株予約権 (2011年7月25日) | 17個 | 1,500株 | 1名 | — | — | — |
| 第6回新株予約権 (2012年7月23日) | 21個 | 2,100株 | 1名 | — | — | — |
| 第7回新株予約権 (2013年7月22日) | 21個 | 2,100株 | 2名 | 9個 | 900株 | 1名 |
| 第8回新株予約権 (2014年7月22日) | 35個 | 3,500株 | 4名 | — | — | — |
| 第9回新株予約権 (2015年7月21日) | 26個 | 2,600株 | 4名 | — | — | — |
| 第10回新株予約権 (2016年7月25日) | 95個 | 9,500株 | 5名 | 13個 | 1,300株 | 1名 |

- (注) 1. 社外取締役、監査役には交付していません。
2. 監査役が保有している新株予約権は、執行役員在任中に交付されたものであり、監査役在任中に交付されたものではありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社執行役員に交付した新株予約権の状況
記載すべき事項はございません。

3. その他新株予約権に関する重要な事項
記載すべき事項はございません。

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | |
|------------------------|----------------|--------|---------|----------|--------------|---------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | |
| | | | | | 在外営業活動体の換算差額 | キャッシュ・フロー・ヘッジ |
| 期首残高 | 107,165 | 51,779 | 136,516 | △ 15,899 | △ 5,067 | △ 255 |
| 当期利益 | | | 13,093 | | | |
| その他の包括利益 | | | | | 6,190 | 194 |
| 当期包括利益合計 | 0 | 0 | 13,093 | 0 | 6,190 | 194 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 312 | | |
| 自己株式の処分 | | △ 6 | | 258 | | |
| 配当金 | | | △ 2,980 | | | |
| 株式報酬取引 | | △ 38 | | | | |
| 支配継続子会社に対する持分変動 | | | | | | |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | | | 2,000 | | | |
| その他 | | | △ 201 | | △ 21 | |
| 所有者との取引額合計 | 0 | △ 44 | △ 1,181 | △ 54 | △ 21 | 0 |
| 期末残高 | 107,165 | 51,735 | 148,428 | △ 15,953 | 1,102 | △ 61 |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | | 非支配持分 | 合計 |
|------------------------|---------------------------|------------|-------|---------------|---------|---------|---------|----|
| | その他の資本の構成要素 | | | | 合計 | 合計 | | |
| | その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 確定給付制度の再測定 | 新株予約権 | その他の資本の構成要素合計 | | | | |
| 期首残高 | 5,406 | 0 | 533 | 617 | 280,178 | 25,862 | 306,040 | |
| 当期利益 | | | | 0 | 13,093 | 3,861 | 16,954 | |
| その他の包括利益 | 2,645 | 1,888 | | 10,917 | 10,917 | 1,035 | 11,952 | |
| 当期包括利益合計 | 2,645 | 1,888 | 0 | 10,917 | 24,010 | 4,896 | 28,906 | |
| 自己株式の取得 | | | | 0 | △ 312 | | △ 312 | |
| 自己株式の処分 | | | △ 119 | △ 119 | 133 | | 133 | |
| 配当金 | | | | 0 | △ 2,980 | △ 3,651 | △ 6,631 | |
| 株式報酬取引 | | | | 0 | △ 38 | | △ 38 | |
| 支配継続子会社に対する持分変動 | | | | 0 | 0 | 59 | 59 | |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | △ 112 | △ 1,888 | | △ 2,000 | 0 | | 0 | |
| その他 | | | | △ 21 | △ 222 | △ 208 | △ 430 | |
| 所有者との取引額合計 | △ 112 | △ 1,888 | △ 119 | △ 2,140 | △ 3,419 | △ 3,800 | △ 7,219 | |
| 期末残高 | 7,939 | 0 | 414 | 9,394 | 300,769 | 26,958 | 327,727 | |

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、当連結会計年度より会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRSという。」）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 : 151社

主要な連結子会社 : 事業報告の「重要な子会社の状況」に記載しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 : 26社

主要な持分法適用会社 : ジャパン マリンユナイテッド(株), GE Passport, LLC,
IHI Investment for Aero Engine Leasing LLC

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

① 金融資産

a. 当初認識および測定

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しています。

当社グループは、金融資産を公正価値で測定する金融資産、又は償却原価で測定する金融資産に分類しています。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産へ分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定する金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、個々の金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。当社グループは当初認識時においてこれらの分類を決定しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しています。

b. 事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(i) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価により測定しています。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識後に公正価値で測定し、その公正価値の変動は純損益として認識しています。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えています。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しています。

c. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

報告期間の末日ごとに、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定しています。著しく信用リスクが増加している場合には、全期間の予想信用損失と同額の貸倒引当金を認識し、著しい信用リスクの増加が認められない場合には、12か月の予想信用損失と同額の貸倒引当金を認識しています。

ただし、営業債権および契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。

信用リスクの著しい増加を示す客観的証拠としては、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行なった債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候等が挙げられます。なお、貸倒引当金の繰入額又は戻入額は、純損益で認識しています。

d. 認識の中止

金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡し、当該金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてが移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

② 金融負債

a. 当初認識および測定

金融負債は、金融保証契約を除いて、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に、公正価値から取引コストを控除した金額で測定しています。

b. 事後測定

償却原価で測定する金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融保証契約は当初認識後、以下のいずれか高い方の金額で測定しています。

- ・決算日現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積額
- ・当初測定額から償却累計額を控除した額

c. 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が消滅した時、すなわち、免責、取消し、又は失効となった場合に認識を中止しています。

d. 収益分配契約

民間航空機エンジン事業において金融機関等との間で締結した、事業遂行のための資金を受領し、その返済を当該事業の将来の収益に連動して行なう契約について、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

償却原価での測定において、当初認識時には資金の受領額で測定し、当初認識後は契約時に想定していた収益率を割引率として実効金利法を適用しています。なお、償却原価での測定において、将来のエンジンの納入基数等は考慮していません。

③ デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替リスクおよび金利リスクをヘッジするために、為替予約、金利スワップといったデリバティブ商品を利用しています。

これらのデリバティブは公正価値で当初認識しています。また、当初認識後も公正価値で測定し、その事後的な変動は、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定する場合を除き、純損益として処理しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定および文書化を行なっています。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジの有効性の評価方法などを含んでいます。また、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

ヘッジ会計の要件を満たすヘッジは、以下のように分類し、会計処理しています。

a. 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、既に認識された資産又は負債、もしくは未認識の確定契約の公正価値の変動に対するヘッジであり、既に認識された資産又は負債、もしくは未認識の確定契約とその関連するデリバティブの公正価値の変動は純損益で認識しています。

b. キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、将来取引のヘッジ、又は既に認識された資産又は負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が高度に有効である限り、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの有効部分に関する公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、非有効部分の公正価値の変動は純損益で認識しています。

④ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しています。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しています。取得原価とは購入原価、加工費および棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したすべての費用を含めた金額です。加工費には、正常操業度に基づく固定製造間接費を含めています。取得原価の算定にあたっては、製品は主として個別法、仕掛品は主として個別法、原材料及び貯蔵品は主として移動平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価額から完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額です。

(3) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産計上の要件を満たす借入費用並びに解体、除去および原状回復費用を含めています。

土地等の償却を行なわない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行なっています。

なお、見積耐用年数および減価償却方法等は、各年度末に見直しを行ない、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(4) 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し資産計上すべき借入費用を含む取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しています。なお、自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しています。資産化の要件を満たした自己創設の無形資産は、資産化の要件を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としています。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しています。耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数および償却方法は、各年度末に見直しを行ない、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しています。

(5) リース

① 借手側

当社グループは、原資産を使用する権利である使用権資産と、リース料を支払う義務であるリース負債を認識し、リースに関する費用を使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る支払利息として認識しています。リース期間が12か月以内である短期リースおよび原資産が少額であるリースのリース料は、リース期間にわたって定額法により純損益として認識しています。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、リース開始日における取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。取得原価には、リース負債の当初測定の金額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される解体、除去および原状回復費用を含めた額で測定しています。各使用権資産は、リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い方までわたって、定額法で減価償却を行なっています。なお、耐用年数またはリース期間に変更があった場合は、会計上の見積りの変更として扱い、将来に向かって変更しています。

リース負債は、リース開始時現在で支払われていないリース料をリースの計算利子率または借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定し表示しています。リース期間中の各期間におけるリース負債に係る金利費用は、リース負債の残高に対する每期一定の率をリース期間にわたり純損益として認識し、「金融費用」に含めて表示しています。

② 貸手側

当社グループは、有形固定資産のリースで、所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転する場合のリースは、ファイナンス・リースに分類され、原資産の認識の中止を行ない、リース料総額の現在価値で正味リース投資未回収額を認識および測定しています。

所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転するものではない場合のリースは、オペレーティング・リースに分類され、原資産の認識を継続し、リース収益をリース期間にわたり定額で認識しています。

(6) 投資不動産

投資不動産とは、賃料収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売するものや、商品又はサービスの製造・販売、もしくは、その他の管理目的で使用する不動産は含まれていません。

当社グループは投資不動産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、資産の取得に直接関連する費用、資産計上の要件を満たす借入費用並びに解体、除去および原状回復費用を含む取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額をもって計上しています。

減価償却については、見積耐用年数にわたり、定額法により減価償却を行なっています。なお、見積耐用年数および減価償却方法等は、各年度末に見直しを行ない、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) 非金融資産の減損

当社グループは決算日において、棚卸資産および繰延税金資産を除く非金融資産についての減損の兆候の有無の判定を行なっています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっています。のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、每期、主に第4四半期において減損テストを行なっています。また、個々の資産について回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積もっています。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しています。資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減しています。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いています。処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しています。

のれん以外の資産について、過年度に認識された減損損失は、決算日にその回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候の有無を判定しています。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行ない、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れています。

(8) 引当金

過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しています。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しています。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いています。

(9) 従業員給付

① 退職後給付制度

a. 確定給付制度

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度です。確定給付制度債務は、制度ごとに区分して、従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積もり、予測単位積増方式により当該金額を現在価値に割り引くことによって算定しています。制度資産の公正価値は当該算定結果から差し引いています。

割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有するもので、決算日時点の優良社債の利回りです。

当社グループは、確定給付制度の給付債務および制度資産の再測定による債務の増減をその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しています。

b. 確定拠出制度

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的又は推定的債務を負わない退職給付制度です。確定拠出制度の拠出債務は、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として認識しています。

② 短期従業員給付

短期従業員給付および有給休暇費用については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された対価として支払うべき現在の法的および推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積もることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もることができる額を負債として認識しています。

(10)企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債および当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。

取得対価、非支配持分の金額、および以前に保有していた資本持分の総額が、識別可能な資産および負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しています。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しています。企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、暫定的な金額で会計処理を行ない、取得日から1年以内の測定期間において、暫定的な金額の修正を行ないます。

のれんは減損損失累計額を控除した取得原価で表示しています。のれんの償却は行なわず、毎期、主に第4四半期に減損テストにより必要な場合は減損損失を計上しています。なお、のれんの減損損失の戻入は行なっておりません。

企業結合に関連して発生した取得費用は発生時に費用として処理しています。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しており、当該取引からのれんは認識していません。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益又はその他の包括利益として認識しています

(11)外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより当社グループ並びに関連会社各社の機能通貨に換算しています。外貨建の貨幣性資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しています。当該換算および決済により生じる換算差額は純損益として認識しています。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は決算日の直物為替相場により、収益および費用は期中平均為替相場により、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しています。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の純損益として認識しています。

(12)売上収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依じて）収益を認識する。

契約については実質で判断しており、複数の契約を結合する場合があります。契約に複数の履行義務を識別できる場合には、変動対価や顧客に支払われる対価等を適切に織り込んだ取引価格を、独立販売価格の比率で配分しています。取引価格には重要な金融要素は含まれていません。

顧客との契約獲得のための増分コストおよび契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、当該資産が関連する製品およびサービスの収益の認識方法に従って償却を行なっています。

取引の裏付けとなる説得力のある証拠が存在することを前提として、経済的便益が流入することが確実で、かつ信頼性をもって測定できる場合に収益を認識しています。製品の販売、役務の提供および工事契約等の収益は、受領した対価又は受領可能な対価の公正価値により測定しています。

収益の重要な区分ごとの認識基準は、以下のとおりです。

① 製品の販売

製品の販売にかかる収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は製品の引渡時点で認識しています。

② 役務の提供および工事契約

一定期間にわたって履行義務が充足される役務の提供および工事契約による収益については、顧客に提供する当該履行義務の充足に向けての進捗度を測定して収益を認識しています。進捗度の測定においては、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積もっています。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

(13) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっています。

連結納税制度の適用 …………… 連結納税制度を適用しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある仮定および見積り、並びに当連結会計年度に計上した金額は以下のとおりです。

・非金融資産の減損

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた航空エンジンの有形固定資産、使用権資産、無形資産およびその他の非流動資産について、減損テストを実施し、当該資産の生み出す将来キャッシュ・フローの現在価値である回収可能価額が、当該資産の簿価を十分に上回る見込みであると確認し、当連結会計年度の減損損失の認識は不要と判断しています。

減損テストにおける回収可能価額の見積りにおいては、以下の仮定を置いています。需要回復については、国際航空運送協会 (IATA) の情報に加え、事業パートナーから得た情報も鑑み、新型コロナウイルス感染拡大以前である2019年の水準まで回復するのは2024年と想定しています。また、回復スピードに関しては、2021年度は当連結会計年度から若干の回復がみられる程度としつつ、ワクチンの普及などによる集団免疫の確立や、それに伴う人の移動制限の緩和等により、徐々に速まると考えています。このような需要の回復に伴い、売上収益および十分な営業利益を計上できると想定しています。

| | |
|--------------|------------|
| 当連結会計年度の減損損失 | －百万円 |
| 有形固定資産 | 70,751百万円 |
| 使用権資産 | 25,179百万円 |
| 無形資産 | 104,716百万円 |
| その他の非流動資産 | 62,452百万円 |

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期および金額を見積もっています。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、特に民間向け航空エンジンにおける需要回復の時期やスピードに関する仮定や、「プロジェクトChange」における成長事業創出に向けた原資確保のための保有資産の売却益等を踏まえて、2021年度以降の課税所得を見積もっています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行なっていますが、将来の不確実な経済環境の変動等の結果によって実際の結果と異なり、将来の課税所得の見積り、繰延税金資産の回収可能性等の判断に影響する可能性があります。現時点において前連結会計年度から繰延税金資産の回収可能性等の判断に重要な変更はありません。

| | |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 70,455百万円 |
|--------|-----------|

・引当金の測定

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の決算日における最善の見積りに基づいて測定しています。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しています。

引当金のうち受注工事損失引当金については、当連結会計年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生に備えるため、当該見込額を見積もって計上しています。測定において使用される仮定は、契約の履行において想定していない事象の発生などの影響を受け、将来にわたり、受注工事損失引当金の残高が変動する可能性があります。

受注工事損失引当金 13,829百万円

・偶発事象

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業または財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性のある項目がある場合には開示しています。

対象の金額は、注記「Ⅲ. 連結財政状態計算書に関する注記 4. 偶発債務」に記載しています。

III. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|-----------------|------------------|
| 持分法で会計処理されている投資 | 2,793百万円（注1） |
| その他の金融資産（非流動） | 2,613百万円（注2）（注3） |

（注1）関係会社である七ツ島バイオマスパワー合同会社と金融機関との間で締結した限度貸出契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、七ツ島バイオマスパワー合同会社とその出資会社9社と金融機関との間で社員持分根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は2,793百万円です。

（注2）鹿児島メガソーラー発電(株)と金融機関との間で締結した限度貸付契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、鹿児島メガソーラー発電(株)とその株主7社と金融機関との間で株式根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は646百万円です。

（注3）関係会社である小名浜東港バルクターミナル合同会社と金融機関との間で締結した限度貸出契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、小名浜東港バルクターミナル合同会社とその出資会社6社と金融機関との間で社員持分根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は1,870百万円です。

(2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金 6,208百万円

3. 資産に係る減価償却累計額（償却累計額）および減損損失累計額

| | |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 624,988百万円 |
| 使用権資産 | 65,861百万円 |
| 無形資産 | 103,408百万円 |
| 投資不動産 | 56,331百万円 |

4. 偶発債務

(1) 保証債務（注）

金融機関等からの借入金等に対する保証債務は次のとおりです。

| 保証債務の内容 | 金額（百万円） |
|--|---------|
| IHI Investment for Aero Engine Leasing LLC | 10,531 |
| (一財)日本航空機エンジン協会 | 3,540 |
| 中部セグメント(株) | 325 |
| 日本エアロフォージ(株) | 295 |
| 従業員の住宅資金等借入保証 | 164 |
| 八千代5ロジスティック特定目的会社 | 38 |
| 計 | 14,892 |

(2) 保証類似行為（注）

金融機関等からの借入金等に対する保証類似行為は次のとおりです。

| 保証類似行為の内容 | 金額（百万円） |
|---------------|---------|
| 従業員の住宅資金等借入保証 | 3,626 |
| 計 | 3,626 |

(注) 以下のいずれかに該当する場合には、当社グループの負担額を表示しています。

- ①債権者への対抗要件を備えた共同保証等の保証契約で、当社グループの負担額が明示され、かつ、他の保証人の負担能力に関係なく当社グループの負担額が特定されている場合。
- ②複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合。

(3) その他

米国における当社の連結子会社である IHI E&C International Corporation (以下、「IHI E&C」という。)が2016年に受注した北米でのプロセスプラント案件において、工事の遅延が発生しました。本件プロセスプラントは、お客さまへの引き渡しを完了しており、2020年8月26日にお客さまによるLNG出荷設備の商業運転を開始しました。

当社グループとしては、本件遅延はお客さまの事由により生じたものであるとの認識であり、本件遅延に伴い生じた追加費用については、契約に基づいてお客さまに請求し得るものであるとの立場にて交渉を続けてきました。2019年には、お客さまとの契約規定に基づく当事者間協議を行ない、2020年3月と10月には、その次段階としての契約規定に従い、第三者を含めた調停にて誠実に協議を重ねてきました。しかしながら、合意に至ることはなかったため、当社としては、契約規定に基づく当地裁判所における裁判手続きに本件紛争解決を付託せざるを得ない段階に至ったものと判断しました。その結果、2020年12月4日付にて、お客さまに対して、主として契約違反の事由に基づく請負金増額請求として約227百万米ドル(1米ドル=110.65円換算で約251億円)の支払いを請求する訴えを当地裁判所に提起しています。一方で、上述の当事者間協議の段階においては、IHI E&Cは、2019年12月4日に、納期遅延に関して契約が定める予定損害賠償額として、117百万米ドル(1米ドル=110.65円換算で約129億円)の請求書をお客さまから受領しています(以下、「当該請求額」という。)。ただし、現在継続している裁判において、現段階では、お客さまからIHI E&Cに対する具体的な請求金額は、明らかにされていません。現時点において、当社グループの財政状態および経営成績に対する影響を合理的に見積もることは困難であることから、当該請求額に関わる事象による影響は、連結計算書類には反映されていません。

なお、本訴訟の結果を現時点で予測することは不可能であり、これらに係る詳細な開示は、本訴訟の展開に重要な影響を及ぼす可能性があるため、行なっていません。

IV. 連結損益計算書に関する注記

(投資不動産売却益)

当社は、2020年11月10日に公表しました「プロジェクト Change」に基づく持続可能な社会の実現に資する成長事業の創出に向けた投資原資の確保を目的として、投資不動産を譲渡しました。これに伴い、以下のとおり、投資不動産売却益としてその他の収益を計上しています。

| 資産内容および所在地 | 投資不動産売却益 |
|----------------------------------|-----------|
| 投資不動産(土地 約8,350坪) 東京都江東区新砂二丁目 | 16,797百万円 |
| 投資不動産(土地 約2,220坪) 東京都江東区新砂一丁目 | 4,590百万円 |
| その他 | 4,224百万円 |

V. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式総数

(1) 発行済株式の種類および総数

普通株式 154,679,954株

(2) 自己株式の種類および株式数

普通株式 6,165,348株

(注) 当期末の自己株式には、株式給付信託にかかる信託口が保有する当社株式552,400株が含まれています。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2020年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,980 | 20 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月26日 |

(注) 2020年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託にかかる信託口が保有する当社株式に対する配当金額8百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 147,300株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行なう過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行なっています。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針です。

(1) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社は、債権管理のための関連諸規定に従い、各事業部門における回収責任部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手又は受注案件ごとに回収状況および残高を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るとともに、担保徴収を行なうなどの債権保全を図っています。連結子会社においても同様の管理を行なっています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行なっています。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループでは、営業キャッシュ・フローで獲得した資金に加えて、必要に応じて、短期的な資金については銀行借入やコマーシャル・ペーパーなど、長期的な資金については長期借入金や社債等によって調達することで、適切な返済資金を準備しています。

また、当社と国内子会社間、また海外の一部地域の関係会社間ではキャッシュ・マネジメント・システムによる資金融通を行ない、グループ内の流動性確保、資金効率向上に努めています。

加えて、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しています。

(3) 為替リスク管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替リスクに対して、先物為替予約、通貨オプションを利用してヘッジしています。

ヘッジ実績は、月次で財務部担当役員に、四半期毎に経営会議に報告しています。主要な連結子会社についても、同様の管理を行なっています。

また、当社および一部の連結子会社は、外貨建て借入の為替変動リスクを抑制するために、通貨スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引については、取引の記帳および契約先と残高照合等を行なうとともに、月末時点の取引残高・時価評価損益等を、月次で財務部担当役員に報告しています。

(4) 金利リスク管理

当社および一部の連結子会社は、社債および長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引については、取引の記帳および契約先と残高照合等を行なうとともに、月末時点の取引残高・時価評価損益等を、月次で財務部担当役員に報告しています。

(5) 市場価格の変動リスク管理

当社および一部の連結子会社は、取引先企業との業務又は資本連結等に関連する株式を保有しており、これらは市場価格の変動リスクに晒されています。

これらの株式については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2021年3月31日における連結財政状態計算書計上額および公正価値については、次のとおりです。

なお、公正価値で測定する金融商品、および公正価値と連結財政状態計算書計上額が近似している金融商品は、以下の表に含めていません。

(単位：百万円)

| | 連結財政状態計算書計上額 | 公正価値 |
|-------------------|--------------|---------|
| 償却原価で測定する金融負債 | | |
| 借入金 | 383,355 | 383,407 |
| 社債 | 79,757 | 79,622 |
| 条件付決済条項に該当する政府補助金 | 101,865 | 99,771 |
| 合計 | 564,977 | 562,800 |

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

(借入金)

将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(社債)

市場価格又は取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しています。

(条件付決済条項に該当する政府補助金)

将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

VII. 投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都およびその他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）および商業用施設等を有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

| 連結財政状態計算書計上額 | 公正価値 |
|--------------|---------|
| 144,183 | 331,542 |

(注1) 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の公正価値は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づいて算定した金額です。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分 | 2,025円18銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 88円13銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

(非流動資産譲渡)

当社は、2021年4月26日付でお知らせしたとおり、2020年11月10日に公表しました「プロジェクトChange」に基づく持続可能な社会の実現に資する成長事業の創出に向けた投資原資の確保を目的として、非流動資産を譲渡しました。

1. 旧愛知事業所の有形固定資産の譲渡

当社の旧愛知事業所は2018年11月末に生産拠点としての機能を終了しており、その有効活用策について鋭意検討を進めてきましたが、当土地の立地特性を最大限活かした事業計画の提案を受け、譲渡しました。

ア. 譲渡資産の内容

| 資産内容および所在地 | 譲渡益 | 現況 |
|--|--------|------|
| 有形固定資産（土地・建物など） 愛知県知多市北浜町11-1外（約119,000坪） | 約160億円 | 遊休資産 |

※譲渡価額および帳簿価額については、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。

また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡関連費用等の見積額を控除した概算額です。

イ. 譲渡先の概要

| | |
|-----------|--|
| 商号 | オオノ開発株式会社 |
| 本店所在地 | 愛媛県松山市北梅本町甲 184 番地 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 大野剛嗣 |
| 主な事業の内容 | 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の収集運搬・中間処分・最終処分、土木工事解体工事の請負・施工 ほか |
| 設立年月日 | 1973年11月19日 |
| 当社との関係 | 資本、人的、取引関係、関連当事者などすべてにおいて特筆すべき事項はありません。 |

ウ. 譲渡の日程

- | | |
|------------|--------|
| 2021年4月28日 | 売買契約締結 |
| 2021年5月13日 | 所有権移転 |

2. 投資不動産の底地の譲渡

賃貸用不動産として使用している下記の非流動資産を譲渡しました。

ア. 譲渡資産の内容

| 資産内容および所在地 | 譲渡益 | 現況 |
|--------------------------------|-------|--------|
| 投資不動産の底地 横浜市金沢区昭和町（約8,100坪） | 約55億円 | 賃貸用不動産 |

※譲渡価額および帳簿価額については、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。
また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡関連費用等の見積額を控除した概算額です。

イ. 譲渡先の概要

譲渡先は国内の一般事業法人ですが、譲渡先の意向により、詳細につきましては公表を控えさせていただきます。

なお、譲渡先と当社との間には、特筆すべき資本関係、人的関係、および取引関係はなく、譲渡先は当社の関連当事者には該当しません。併せて譲渡先が反社会的勢力ではないことを確認しています。

ウ. 譲渡の日程

2021年5月14日 売買契約および所有権移転

3. 業績への影響

上記の非流動資産の譲渡により、2022年3月期において、その他の収益約215億円を計上する予定です。

(当社による明星電気株式会社の簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2021年5月13日開催の当社および明星電気株式会社（以下、「明星電気」という。）の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換を行なうことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結しました。

1. 本株式交換の目的

両社の技術・製品連携や人材等の経営資源の有効活用、協業の意思決定の迅速化などを通じて、IHIグループとしてより一層のシナジー効果を創出すべく、明星電気を完全子会社化することとしました。

2. 本株式交換の要旨

ア. 本株式交換の日程

| | | |
|--------------------|--------|----------------|
| 本株式交換契約承認定時株主総会基準日 | (明星電気) | 2021年3月31日 |
| 本株式交換契約締結の取締役会決議日 | (両社) | 2021年5月13日 |
| 本株式交換契約締結日 | (両社) | 2021年5月13日 |
| 本株式交換契約承認定時株主総会開催日 | (明星電気) | 2021年6月23日(予定) |
| 最終売買日 | (明星電気) | 2021年7月28日(予定) |
| 上場廃止日 | (明星電気) | 2021年7月29日(予定) |
| 本株式交換の効力発生日 | | 2021年8月1日(予定) |

(注1) 本株式交換の効力発生日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

イ. 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手續により、株主総会の承認を受けずに、また、明星電気においては、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行なう予定です。

ウ. 本株式交換に係る割当ての内容

| | 当社 (株式交換完全親会社) | 明星電気 (株式交換完全子会社) |
|-----------------|------------------------|---------------------|
| 本株式交換に係る割当比率 | 1 | 0.42 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 当社の普通株式：2,729,838株(予定) | |

(注1) 株式の割当比率

明星電気株式1株に対して、当社株式0.42株を割当て交付します。ただし、当社が保有する明星電気株式(2021年5月13日現在 6,772,000株)については、本株式交換による株式の割当ては行ないません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社株式の数：2,729,838株（予定）

上記株式数は、2021年3月31日時点における明星電気の発行済株式総数（13,279,633株）および自己株式数（8,017株）並びに2021年5月13日現在における当社が保有する明星電気株式数（6,772,000株）に基づいて算出しています。

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が明星電気の発行済株式（ただし、当社が保有する明星電気株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における明星電気の株主の皆さま（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有する明星電気株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付します。当社は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、明星電気は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（2021年3月31日現在8,017株。本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により明星電気が取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、明星電気による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠および理由

本株式交換比率については、公正性・妥当性を確保するため、当社は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社を、明星電気は、株式会社ブルータス・コンサルティングを、それぞれの第三者算定機関として選定し、また、当社は、西村あさひ法律事務所を、明星電気は、中村・角田・松本法律事務所を、それぞれのリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果および助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回に亘り重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行なうこととし、両社の間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

4. 実施する会計処理の概要

本株式交換による完全子会社化は、連結子会社の追加株式取得であるため、当社の連結財務諸表上、資本取引として処理されます。

(注) 連結財政状態計算表、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表の作成にあたり、金額は単位未満を四捨五入表示しています。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | | |
|---------------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|-----------|-------------|---------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 固定資産圧縮積立金 | 特定事業再編投資準備金 | 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 107,165 | 54,520 | 9 | 54,529 | 6,083 | 7,651 | 485 | 47,029 | 61,249 | △15,898 | 207,046 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | - | - | - | - | - | - | - | 30,113 | 30,113 | - | 30,113 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 107,165 | 54,520 | 9 | 54,529 | 6,083 | 7,651 | 485 | 77,143 | 91,363 | △15,898 | 237,160 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △2,980 | △2,980 | | △2,980 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 16,012 | 16,012 | | 16,012 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | | △516 | | 516 | - | | - |
| 自己株式の取得 | | | △6 | △6 | | | | | | △312 | △318 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | | 257 | 257 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | △6 | △6 | - | △516 | - | 13,548 | 13,032 | △54 | 12,970 |
| 当期末残高 | 107,165 | 54,520 | 2 | 54,523 | 6,083 | 7,134 | 485 | 90,691 | 104,395 | △15,953 | 250,131 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 新 株 予 約 権 | 純資産合計 |
|---------------------|-----------------|---------|-----------|-----------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等計 | | |
| 当期首残高 | △2,238 | △74 | △2,312 | 532 | 205,266 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 30,113 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △2,238 | △74 | △2,312 | 532 | 235,380 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △2,980 |
| 当期純利益 | | | | | 16,012 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | - |
| 自己株式の取得 | | | | | △318 |
| 自己株式の処分 | | | | | 257 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,883 | △2 | 1,880 | △119 | 1,761 |
| 当期変動額合計 | 1,883 | △2 | 1,880 | △119 | 14,732 |
| 当期末残高 | △354 | △77 | △431 | 413 | 250,112 |

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …… 時価法

(3) たな卸資産

仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース

取引に係るリース資産 …… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース

取引に係るリース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース契約日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しています。

- (3) 役員賞与引当金 …………… 取締役等への金銭および株式の給付に備えるため、当事業年度末における金銭および株式の給付債務見込額に基づき計上しています。
- (4) 保証工事引当金 …………… 保証工事費の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を加味した見積額を計上しています。
- (5) 受注工事損失引当金 …………… 当事業年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生に備えるため、当該見込額を計上しています。
- (6) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。
- (7) 関係会社損失引当金 …………… 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、資産内容等を勘案して、損失負担見込額を計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法 …………… ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用し、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクをヘッジするために為替予約等を利用しています。
- ③ヘッジ方針
リスク・カテゴリー別に必要なヘッジ手段を選択しています。
- ④ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性評価を行なっています。

- (2) 退職給付に係る会計処理の方法…………… 計算書類において、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっています。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しています。
- (3) 消費税等の会計処理方法 …………… 税抜方式によっています。
- (4) 連結納税制度の適用 …………… 連結納税制度を適用しています。
- (5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 …………… 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行なわれた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

II. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

この適用により、当社が参画している民間向け航空エンジンプログラムに関連して負担する費用や契約履行に伴い発生する損害賠償金等を、従来売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用に計上していましたが、取引の実態に鑑み変動対価や顧客に支払われる対価とし、売上高から減額する方法に変更しています。また、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、工事進行基準を適用して収益を認識する方法に変更しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行なわれた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行ない、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の売上高が87,894百万円、売上原価が85,472百万円、販売費及び一般管理費が2,595百万円それぞれ減少し、営業損失が173百万円、経常損失が4,354百万円それぞれ減少、税引前当期純利益が4,354百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は30,113百万円増加しています。

なお、当事業年度の1株当たり当期純利益は、20円33銭増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」および「契約資産」に含めて表示しています。また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示し、「流動負債」の「未払費用」又は「保証工事引当金」に含めて表示していた顧客に返金することが見込まれる負債については、「流動負債」の「返金負債」として表示しています。

III. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の期末より適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

IV. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・固定資産の減損

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた航空エンジンの有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産について、減損テストを実施し、当該資産の生み出す将来キャッシュ・フローが、当該資産の簿価を十分に上回る見込みであると確認し、当事業年度の減損損失の認識は不要と判断しています。

減損テストにおける回収可能価額の見積りにおいては、以下の仮定を置いています。需要回復については、国際航空運送協会 (IATA) の情報に加え、事業パートナーから得た情報も鑑み、新型コロナウイルス感染拡大以前である2019年の水準まで回復するのは2024年と想定しています。また、回復スピードに関しては、2021年度は当事業年度から若干の回復がみられる程度としつつ、ワクチンの普及などによる集団免疫の確立や、それに伴う人の移動制限の緩和等により、徐々に速まると考えています。このような需要の回復に伴い、売上高および十分な営業利益を計上できると想定しています。

| | |
|------------|-----------|
| 当事業年度の減損損失 | －百万円 |
| 有形固定資産 | 78,259百万円 |
| 無形固定資産 | 6,967百万円 |
| 投資その他の資産 | 61,155百万円 |

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期および金額を見積もっています。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、特に民間向け航空エンジンにおける需要回復の時期やスピードに関する仮定や、「プロジェクトChange」における成長事業創出に向けた原資確保のための保有資産の売却益等を踏まえて、2021年度以降の課税所得を見積もっています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行なっていますが、将来の不確実な経済環境の変動等の結果によって実際の結果と異なり、将来の課税所得の見積り、繰延税金資産の回収可能性等の判断に影響する可能性があります。現時点において前事業年度から繰延税金資産の回収可能性等の判断に重要な変更はありません。

| | |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 61,697百万円 |
|--------|-----------|

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

| | |
|---------|------------------|
| 投資有価証券 | 646百万円（注1） |
| 関係会社出資金 | 4,663百万円（注2）（注3） |

（注1）鹿児島メガソーラー発電㈱と金融機関との間で締結した限度貸付契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、鹿児島メガソーラー発電㈱とその株主7社と金融機関との間で株式根質権設定契約を締結しています。

（注2）関係会社である七ツ島バイオマスパワー合同会社と金融機関との間で締結した限度貸出契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、七ツ島バイオマスパワー合同会社とその出資会社9社と金融機関との間で社員持分根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は2,793百万円です。

（注3）関係会社である小名浜東港バルクターミナル合同会社と金融機関との間で締結した限度貸出契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、小名浜東港バルクターミナル合同会社とその出資会社6社と金融機関との間で社員持分根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は1,870百万円です。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 382,385百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務（注）

金融機関等からの借入金等に対する保証債務は次のとおりです。

| 保証債務の内容 | 金額（百万円） |
|--|---------|
| IHI Investment for Aero Engine Leasing LLC | 10,530 |
| (一財)日本航空機エンジン協会 | 3,539 |
| IHI Turbo America Co. | 2,212 |
| ALPHA Automotive Technologies LLC | 393 |
| 日本エアロフォージ㈱ | 295 |
| 計 | 16,971 |

(2) 保証類似行為（注）

金融機関等からの借入金等に対する保証類似行為は次のとおりです。

| 保証類似行為の内容 | 金額（百万円） |
|---------------|---------|
| 従業員の住宅資金等借入保証 | 3,623 |
| 計 | 3,623 |

（注）以下のいずれかに該当する場合には、当社の負担額を表示しています。

- ①債権者への対抗要件を備えた共同保証等の保証契約で、当社の負担額が明示され、かつ、他の保証人の負担能力に関係なく当社の負担額が特定されている場合。
- ②複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社の負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合。

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

| | |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 73,010百万円 |
| 長期金銭債権 | 2,466百万円 |
| 短期金銭債務 | 121,034百万円 |
| 長期金銭債務 | 8,060百万円 |

VI. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

| | |
|-------------|------------|
| 関係会社に対する売上高 | 20,943百万円 |
| 関係会社からの仕入高 | 153,995百万円 |

(2) 営業取引以外の取引による取引高 42,089百万円

2. 固定資産売却益

2020年11月10日に公表しました「プロジェクトChange」に基づく持続可能な社会の実現に資する成長事業の創出に向けた投資原資の確保を目的として、以下のとおり、当社が保有する土地の一部を譲渡したこと等により、固定資産売却益を計上しています。

| 資産内容および所在地 | 固定資産売却益 |
|------------------------------|------------|
| 土地（約 8,350 坪） 東京都江東区新砂二丁目 | 16,797 百万円 |
| 土地（約 2,220 坪） 東京都江東区新砂一丁目 | 4,590 百万円 |
| その他 | 3,363 百万円 |

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

| | |
|------|------------|
| 普通株式 | 6,165,348株 |
|------|------------|

(注) 当事業年度末における自己株式数には、株式給付信託にかかる信託口が保有する当社株式552,400株が含まれています。

VIII. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因)

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、退職給付引当金に係わるものであり、繰延税金負債の発生の主な原因は、投資その他の資産に係わるものです。

IX. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、地区事業所建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社および関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の 所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (注1) | 科目 | 期末残高 (百万円) (注1) |
|----------|---------------------------|-------------|-----------------------|------------------------|----------------------------|----------------|--------------------------|-----------------------|------------|-----------------------|
| 子会社 | (株)IHIプラント | 東京都 江東区 | 500 | 建設業 | 所有 直接100% | 事業機能 分担会社 | ・プラント事業 の現地工事等 の発注 | (注2) 34,992 | 買掛金 未払金 | 12,141 466 |
| 関連 会社 | (株)IHIファイ ナンスサポート | 東京都 千代田区 | 200 | リース業, ファクタリ ング業等 | 所有 直接33.5% | ファクタリ ング | ・ファクタリ ング | (注3) 11,317 | 買掛金 未払金 | 1,952 341 |
| 関連 会社 | ジャパン マリ ンユナイテッ ド(株) | 横浜市 西区 | 57,500 | 造船業 | 所有 直接35% | 資金の援助 役員の兼任 | ・優先株出資 | (注4) 10,000 | — | — |

2. 役員および個人主要株主等

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金 又は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (注1) | 科目 | 期末残高 (百万円) (注1) |
|----|--------------------|-----|-----------------------|---------------------------------------|----------------------------|---------------|--|--|---|--|
| 顧問 | 石戸 利典 | — | — | (一財)日本 航空機エン ジン協会 (代表理 事) | 被所有 直接0% | 当社顧問 | (一財)日本航空機 エンジン協会と の営業取引 (注4, 6) ・ジェットエン ジンの開発研 究を受託 ・上記に係る分 担金の支出 ・上記に係る助 成金受入 ・ジェットエン ジンの部品を 製作・納入 ・上記に係る分 担金の支出 | 570 780 2,543 53,096 119,720 | — — — — — | — — — — — |
| 役員 | 満岡 次郎 | — | — | (一財)日本 航空機エン ジン協会 (代表理 事) | 被所有 直接0% | 当社代表取 締役会長 | (一財)日本航空機 エンジン協会と の営業取引 (注4, 7) ・ジェットエン ジンの開発研 究を受託 ・上記に係る分 担金の支出 ・上記に係る助 成金受入 ・ジェットエン ジンの部品を 製作・納入 ・上記に係る分 担金の支出 | 368 575 1,341 20,502 4,586 | — — 未払金 長期未払金 売掛金 契約負債 投資その他 の資産 (その他) 返金負債 — | — — 8,456 49,996 82,774 12,022 31,868 18,543 — |

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
また、取引金額には為替差損益が含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれて
います。

(注2) 取引金額・価格等については、市場価格を勘案して一般取引条件によっています。

- (注3) ファクタリング取引については、当社債務に関し、当社・取引先・(株)IHIファイナンスサポートの三社間で基本契約を締結し、決済を行なっています。
- (注4) 当社がジャパン マリンユナイテッド(株)の行なった出資者割当増資を引き受けたものです。
- (注5) 第三者の代表として行なった取引であり、取引金額、価格等については、一般取引条件によっています。
- (注6) (一財)日本航空機エンジン協会に対する未払金・長期未払金期末残高には消費税等が含まれていません。
- (注7) 石戸利典氏は2021年2月28日をもって(一財)日本航空機エンジン協会の代表理事を退任しており、上記の金額は当事業年度の在任期間にかかるものです。
- (注8) 満岡次郎氏は2021年3月1日をもって(一財)日本航空機エンジン協会の代表理事に就任しており、上記の金額は当事業年度の在任期間にかかるものです。

XI. 収益認識に関する注記

当社は、製品の販売、役務の提供および工事契約の実施を行なっています。

・製品の販売

製品の販売にかかる収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は製品の引渡時点で認識しています。

・役務の提供および工事契約の実施

一定期間にわたって履行義務が充足される役務の提供および工事契約による収益については、顧客に提供する当該履行義務の充足に向けての進捗度を測定して収益を認識しています。進捗度の測定においては、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積もっています。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

XII. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,681円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 107円78銭 |

(注1) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

| | |
|--------------|-----------|
| 当期純利益 | 16,012百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | — |
| 普通株式に係る当期純利益 | 16,012百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 148,561千株 |

(注2) 株式給付信託にかかる信託口が保有する当社株式を、期末発行済株式数および、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は552,400株、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は489,963株です。

XIII. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産譲渡)

当社は、2021年4月26日付でお知らせしたとおり、2020年11月10日に公表しました「プロジェクト Change」に基づく持続可能な社会の実現に資する成長事業の創出に向けた投資原資の確保を目的として、固定資産を譲渡しました。

1. 旧愛知事業所の土地・建物の譲渡

当社の旧愛知事業所は2018年11月末に生産拠点としての機能を終了しており、その有効活用策について鋭意検討を進めてきましたが、当土地の立地特性を最大限活かした事業計画の提案を受け、譲渡しました。

ア. 譲渡資産の内容

| 資産内容および所在地 | 譲渡益 | 現況 |
|---|--------|------|
| 土地・建物（付随する固定資産を含む） 愛知県知多市北浜町11-1外（約119,000坪） | 約160億円 | 遊休資産 |

※譲渡価額および帳簿価額については、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。

また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡関連費用等の見積額を控除した概算額です。

イ. 譲渡先の概要

| | |
|-----------|--|
| 商号 | オオノ開発株式会社 |
| 本店所在地 | 愛媛県松山市北梅本町甲184番地 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 大野剛嗣 |
| 主な事業の内容 | 産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の収集運搬・中間処分・最終処分、土木工事解体工事の請負・施工 ほか |
| 設立年月日 | 1973年11月19日 |
| 当社との関係 | 資本、人的、取引関係、関連当事者などすべてにおいて特筆すべき事項はございません。 |

ウ. 譲渡の日程

2021年4月28日 売買契約締結

2021年5月13日 所有権移転

2. 賃貸用不動産の底地の譲渡

ア. 譲渡資産の内容

| 資産内容および所在地 | 譲渡益 | 現況 |
|---------------------------------|-------|--------|
| 賃貸用不動産の底地 横浜市金沢区昭和町（約8,100坪） | 約55億円 | 賃貸用不動産 |

※譲渡価額および帳簿価額については、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。

また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡関連費用等の見積額を控除した概算額です。

イ. 譲渡先の概要

譲渡先は国内の一般事業法人ですが、譲渡先の意向により、詳細につきましては公表を控えさせていただきます。

なお、譲渡先と当社との間には、特筆すべき資本関係、人的関係、および取引関係はなく、譲渡先は当社の関連当事者には該当しません。併せて譲渡先が反社会的勢力ではないことを確認しています。

ウ. 譲渡の日程

2021年5月14日 売買契約および所有権移転

3. 業績への影響

上記の固定資産の譲渡により、2022年3月期において、固定資産売却益約215億円を特別利益に計上する予定です。

(当社による明星電気株式会社の簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気株式会社（以下、「明星電気」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行なうことを決議し、株式交換契約を締結しました。

1. 本株式交換の目的

両社の技術・製品連携や人材等の経営資源の有効活用、協業の意思決定の迅速化などを通じて、IHIグループとしてより一層のシナジー効果を創出すべく、明星電気を完全子会社化することとしました。

2. 本株式交換の要旨

ア. 本株式交換の日程

| | | |
|-------------------|--------|----------------|
| 本株式交換契約承認時株主総会基準日 | (明星電気) | 2021年3月31日 |
| 本株式交換契約締結の取締役会決議日 | (両社) | 2021年5月13日 |
| 本株式交換契約締結日 | (両社) | 2021年5月13日 |
| 本株式交換契約承認時株主総会開催日 | (明星電気) | 2021年6月23日(予定) |
| 最終売買日 | (明星電気) | 2021年7月28日(予定) |
| 上場廃止日 | (明星電気) | 2021年7月29日(予定) |
| 本株式交換の効力発生日 | | 2021年8月1日(予定) |

(注1) 本株式交換の効力発生日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

イ. 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手續により、株主総会の承認を受けずに、また、明星電気においては、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行なう予定です。

ウ. 本株式交換に係る割当ての内容

| | 当社 (株式交換完全親会社) | 明星電気 (株式交換完全子会社) |
|-----------------|------------------------|---------------------|
| 本株式交換に係る割当比率 | 1 | 0.42 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 当社の普通株式：2,729,838株（予定） | |

(注1) 株式の割当比率

明星電気株式1株に対して、当社株式0.42株を割当て交付します。ただし、当社が保有する明星電気株式（2021年5月13日現在 6,772,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行ないません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社株式の数：2,729,838株（予定）

上記株式数は、2021年3月31日時点における明星電気の発行済株式総数（13,279,633株）および自己株式数（8,017株）並びに2021年5月13日現在における当社が保有する明星電気株式数（6,772,000株）に基づいて算出しています。

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が明星電気の発行済株式（ただし、当社が保有する明星電気株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における明星電気の株主の皆さま（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有する明星電気株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付します。当社は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、明星電気は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（2021年3月31日現在8,017株。本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により明星電気が取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、明星電気による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠および理由

本株式交換比率については、公正性・妥当性を確保するため、当社は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社を第三者算定機関として、西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果および助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回に亘り重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行なうこととし、両社の間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

4. 実施する会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の作成にあたり、金額は単位未満を切捨て表示しています。